

令和7年10月23日

島根県環境生活部廃棄物対策課：崎・杵築・織田 ☎0852-22-6790、090-1689-5665

松江市環境エネルギー部環境対策課：松原・松本 ☎0852-55-5679

廃棄物不法投棄防止 県内一斉合同パトロールを実施します！

島根県では廃棄物の適正処理を推進するため、関係機関と共に監視活動や指導を行っていますが、令和6年度は不法投棄件数を1件、不法投棄量を1.5t確認しており、依然として廃棄物の不法投棄が絶えません。（松江市の発生件数及び不法投棄量を除く）

この度、廃棄物の不法投棄及び不適正処理を防止するため、県内一斉に「陸・海・空」から監視パトロールを行います。各パトロールの「出発式」は取材が可能です。

（※島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の共催事業）

実施日：令和7年10月31日（金）

報道取材：可能（詳細は別紙のとおり）



スカイパトロール

出発地：出雲空港（報道取材可）

2機のヘリコプターが出動し、島根半島から県東部のパトロールを行います。

島根県防災ヘリ「はくちょう」
海上保安庁美保基地ヘリ「みほづる1号」



境海上保安部巡視艇「やえざくら」
(掲載元：第八管区海上保安本部)

海上パトロール

出発地：境港、西郷港、浜田商港 (報道取材可)

巡視船艇3隻が出動します。
境海上保安部巡視艇「やえざくら」
隠岐海上保安署巡視船「さんべ」
浜田海上保安部巡視艇「やなかぜ」



陸上パトロール

出発地：別紙のとおり（報道取材可）

各保健所管内で車両、徒歩により
パトロールを行います。

※「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」

目的：産業廃棄物不法投棄等不適正処理の防止と迅速的確な対応を図ること

構成組織：島根県、島根県警察本部、環境省中国四国地方環境事務所、境海上保安部、浜田海上保安部、

第八管区海上保安本部美保航空基地、一般社団法人しまね産業資源循環協会、松江市